

「三位一体改革」の趣旨及び経緯

1 趣旨

- ・ 国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討（「骨太の方針2002」（平成14年6月閣議決定））
- ・ 「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。
- ・ このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。
- ・ これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。
- ・ 同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。
（「骨太の方針2003」（平成15年6月閣議決定））

2 これまでの経緯

【平成15年度】

◇ 「骨太の方針2003」（平成15年6月閣議決定）

- ・ 18年度までに、概ね4兆円程度を目途に国庫補助負担金の廃止・縮減等の改革を行う。
- ・ 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する。

◇ 総理指示（平成15年11月）

- ・ 平成16年度予算において1兆円を目指して国庫補助負担金の廃止・縮減等を行う旨の総理指示

◇ 三位一体の改革に関する政府・与党協議会（平成15年12月）

厚生労働省は、平成16年度予算において、2,150億円^{*1}の国庫負担金の廃止を行う。また政府・与党は以下について了承する。

- ・ 民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする
- ・ 生活保護費負担金の見直しについては、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する

*1 児童保護費等負担金（公立保育所運営費）、市町村事務取扱交付金（児童手当）、水道施設整備費補助等

【平成16年度】

◇ 「骨太の方針2004」 (平成16年6月閣議決定)

- ・平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋までに明らかにし、年内に決定する。
- ・全体像には、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。
- ・そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
- ・税源移譲の前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。
- ・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要。

◇ 8月24日 地方6団体*2が「国庫補助負担金等に関する改革案」を総理に提出

- ⇒
- ・廃止対象補助金 約3.2兆円 (うち厚生労働省分 9,444億円)
 - ・税源移譲額 約3.0兆円

◇ 9月7日 三位一体の改革に関する大臣会合*3開催

- ⇒ 官房長官より今後のスケジュールが示されるとともに、地方からの改革案に意見がある場合には、提案されている廃止額に見合う代替案を提出するよう指示

◇ 9月14日 国と地方の協議の場*4開催

◇ 10月12日・19日「国と地方の協議の場」テーマ別会合（社会保障分野）の開催

3 今後のスケジュール

◇ 10月28日 各省案の提出期限

◇ 11月中旬 全体像の取りまとめ

*2 地方6団体・・・全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会

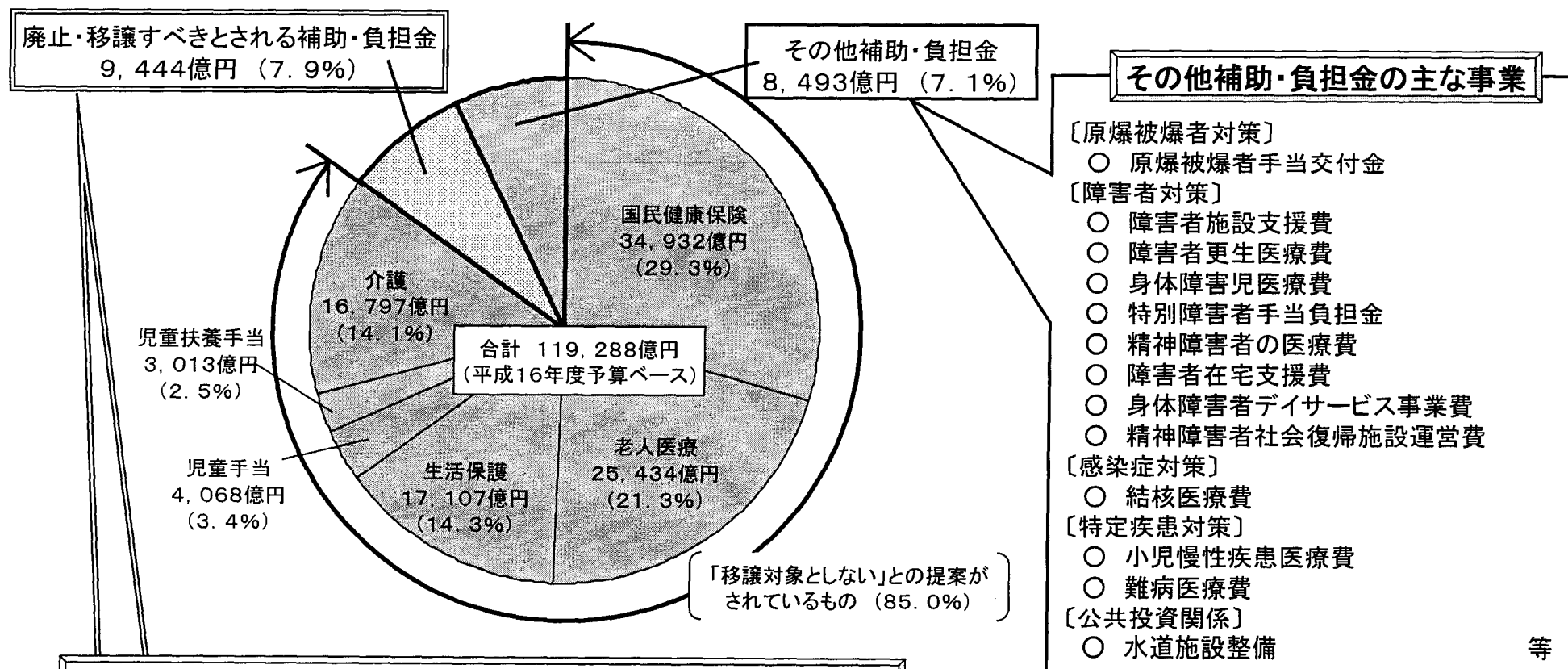
*3 三位一体の改革に関する大臣会合・・・内閣官房長官を中心に総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣等で構成

*4 国と地方の協議の場・・・地方6団体と関係閣僚で構成

社会保障分野に係る地方6団体からの提案の概要

- 対象額： 約9,440億円
 - 対象事業：
 - 【特別会計事業関係： 約480億円】
 - 児童育成事業
 - 離職者等の職業訓練費 等
 - 【施設整備関係： 約1,580億円】
 - 社会福祉施設の整備（特別養護老人ホーム、障害者施設、保育所等）
 - 保健衛生施設の整備（老人保健施設、精神障害者施設、市町村保健センター等）
 - 医療施設の整備（へき地診療所、救命救急センター等）
 - 【運営費、事業費関係： 約7,390億円】
 - SARS、予防接種等の感染症対策
 - エイズ対策等
 - 民間保育所運営費
 - 障害児施設等の運営費
 - 延長保育、つどいの広場等
 - 児童養護施設・乳児院等の措置費
 - 養護老人ホームの運営費
 - 児童虐待対策・DV対策等
 - 在宅福祉事業費補助金（介護予防等）
 - 老人保健事業
 - へき地医療対策、救命救急センター
 - 母子家庭等自立支援対策
 - ホームレス対策、地方改善事業（隣保館等の運営費）
- 等

地方公共団体向け国庫補助負担金の状況



その他補助・負担金の主な事業

- [原爆被爆者対策]
 - 原爆被爆者手当交付金
 - [障害者対策]
 - 障害者施設支援費
 - 障害者更生医療費
 - 身体障害児医療費
 - 特別障害者手当負担金
 - 精神障害者の医療費
 - 障害者在宅支援費
 - 身体障害者デイサービス事業費
 - 精神障害者社会復帰施設運営費
 - [感染症対策]
 - 結核医療費
 - [特定疾患対策]
 - 小児慢性疾患医療費
 - 難病医療費
 - [公共投資関係]
 - 水道施設整備
- 等

廃止・移譲すべきとされる補助・負担金(合計約9,444億円)

- 【施設整備関係】
 - 社会福祉施設の整備(特別養護老人ホーム、障害者施設、保育所等)
 - 保健衛生施設の整備(老人保健施設、精神障害者施設、市町村保健センター等)
 - 医療施設の整備 (へき地診療所、救命救急センター等) 等
- 【運営費、事業費関係】

<ul style="list-style-type: none"> ○ 養護老人ホームの運営費 ○ 介護予防事業 ○ 精神科救急医療システム ○ ホームレス対策、地方改善事業(隣保館等の運営費) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間保育所の運営費 ○ 不妊治療対策、乳幼児健診事業 ○ 感染症対策、エイズ対策、難病対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化対策、児童虐待対策 ○ 救命救急センター、へき地医療対策 ○ 母子家庭の就業・自立支援事業
--	---	--

等

地方6団体の提案の問題点

提案は、介護費用、老人医療費、国民健康保険医療費、生活保護費等の負担金に関しては具体案を示さないという基本的問題がある一方、少子化対策等に係る補助負担金と裁量的補助金の全般を廃止することとしているが、次のような問題がある。

- (1) 国民の安心と安全を守るべき社会保障について、一定水準のサービスをどの地域においても格差なく保障するという国の責任が果たせなくなる。
- (2) 毎年の介護・医療の給付費の相当部分が国税や労使の保険料で賄われているにも関わらず、介護施設の整備や生活習慣病対策の補助金などが廃止された場合には、国はこれらの給付費の適正化について責任を果たせなくなる。
- (3) 本年6月に少子化社会対策大綱が策定され、来年度から次世代育成支援対策推進法に基づく10ヵ年計画が実施されるなど、国を挙げて少子化対策に取り組もうとしている矢先にも関わらず、国が施策の実施について責任を果たせなくなる。
- (4) 障害者施策については、入所施設の運営費のうち18歳までの障害児は地方が、18歳以降の障害者は国が、それぞれ担うということでは、支援の一貫性が分断される。
- (5) SARS対策などの健康危機管理、電子カルテ導入などの先駆的・モデル的取組の実施や検討について、国が責任を果たせなくなる。
- (6) 事業主拠出金など租税財源でない国庫補助金も廃止移譲対象としているが、これは今回の趣旨にそぐわない。

厚生労働省の対応の方向

- ・ 厚生労働省としては、地方6団体提案について検討を行ってきた。
- ・ 地方6団体提案の国庫補助負担金のうち一部については廃止の方向で検討するが、大部分については既に明らかにしたような様々な問題点があり、廃止することは困難である。地方公共団体の自主性・裁量性にできる限り配慮しつつ、国において実施することが適当である。
- ・ したがって、代替案を提示することとし、社会保障制度の今後の在り方を踏まえ、また、地方の役割を強化することで一層的確な運営が図られ得るものとして、次の事業における国庫負担の見直しを行っていくこととしたい。
 - 国民健康保険
 - 生活保護
 - 児童扶養手当

「国庫補助負担金等に関する改革案」の概要 ～地方分権推進のための「三位一体の改革」～

1 改革案を提示するに当たっての前提条件

(1) 国と地方の協議機関の設置

国と地方六団体等との協議機関を設置し、「三位一体の改革」に地方の意見を確実に反映することを担保

(2) 具体的な前提条件

①税源移譲との一体的実施、②確実な税源移譲、③地方交付税による確実な財政措置、④施設整備事業に対する財政措置、⑤負担転嫁の排除、⑥新たな類似補助金の創設禁止、⑦地方財政計画の作成に当たっての地方公共団体の意見の反映
などを確実に実行することが、この提案の前提条件

2 「三位一体の改革」の全体像

(1) 地方分権推進のための「三位一体の改革」

- ・地方分権の理念に基づき、住民の意向に沿った行政運営を行う改革
- ・第1期改革（18年度まで）に続き、第2期改革（19～21年度）が必要

(2) 「三位一体の改革」の全体像

①国から地方への税源移譲 【8兆円程度】

②国庫補助負担金の見直し 【△9兆円程度】

※道路目的財源の地方譲与税化、道路関係国庫補助負担金の廃止について別途検討

③地方交付税の見直し

3 平成17年度及び18年度における国庫補助負担金等の改革

(1) 移譲対象補助金の規模

・移譲対象補助金 【3.2兆円】

・税源移譲額 【3兆円程度】

※平成16年度削減分（約1兆円）については、別途税源移譲

(2) 移譲対象補助金の内容（内訳）

① 経常的な国庫補助金 【0.6兆円】

（例）協同農業普及事業交付金、小規模企業等活性化補助金

② 経常的な国庫負担金 【0.6兆円】

（例）保健事業費等負担金（保健事業費負担金）、公営住宅家賃対策等補助

③ 施設整備に関する国庫補助負担金 【0.6兆円】

（例）公立学校施設整備費負担金、廃棄物処理施設整備費補助

④ 公共事業等投資的な国庫補助負担金 【0.6兆円】

（例）農道整備事業費補助、河川改修費補助

⑤ 義務教育費国庫負担金 【0.8兆円】

中学校教職員給与費相当分

(3) 税源移譲

- ・ 個人住民税の10%比例税率化により、所得税から住民税へ3兆円程度移譲

(4) 国庫補助負担金廃止の前提となる地方交付税による財源措置

- ・ 税源移譲が行われても財源に乏しい団体について、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行う必要

(5) 国直轄事業負担金の廃止

- ・ 国直轄事業負担金は廃止すべき、維持管理費は早急に廃止すべき

(6) 国の行財政改革の断行と地方行財政の更なる効率化

- ・ 改革を通じて不要となる膨大な事務処理に応じ、国家公務員の配置を見直し、国本来の事務に専念
- ・ 地方も一層の行財政改革を推進

4 国による関与・規制の見直し等

「三位一体の改革」を推進する車の両輪として、国庫補助負担金の改革に併せ、国による関与・規制の見直しを行う必要
（具体的事例を明示）

地方6団体の改革案取りまとめの経緯

- 5月25日 地方財政危機突破総決起大会（7千名規模の参加）
- 6月3日 「骨太方針2004」の提示（6月4日閣議決定）
- ・三位一体の改革の全体像を16年の秋に明らかにし、年内決定。
 - ・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
 - ・その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。
- 6月3日 「骨太方針2004」に対し、地方6団体会長談話を発表
- 6月9日 国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめについて内閣府から要請（内閣府より地方6団体へ口頭要請）
- 6～7月 地方6団体会長、執行3団体会長で、頻繁に会談、協議
- ・改革案に盛り込む内容、移譲対象補助金の考え方について意見交換。
 - ・「小異を捨て大同につく」との基本方針で合意形成に取り組む。
- 7月15日 全国知事会議
- ・改革案の作成に向けての意見交換。
 - ・改革案の取りまとめに当たって市町村の意向を尊重することを確認。
- 8月17日 全国町村会 : 改革案了承
- 8月18日 全国市長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会
: 改革案了承
- 8月19日 全国都道府県議会議長会 : 改革案了承
- 8月18, 19日 全国知事会議
- ・改革案の提出了承
 - ・義務教育に関しては、付記意見を付ける。
- 8月19日 地方6団体会長会議（最終合意、改革案提出に当たっての共同声明発表）

国庫補助負担金等改革案提出に当たっての共同声明

地方六団体は、6月4日の「基本方針2004」の閣議決定に基づく政府からの要請を真摯に受け止め、我々の提示する一定条件の受け入れを前提に「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめた。「小異を捨て大同につく」という観点に立ち、共同案として提示することができたことは、「真の地方分権改革」を推進するという我々の強い姿勢を示すものである。

よって、国においては、地方分権の推進に関する国会決議や地方分権一括法の施行に至った経緯及びこれらが国民の総意に基づくことを改めて確認するとともに、この改革案とこれに込めた我々の思いを真摯に受け止めるべきである。今後、誠意を持って地方六団体との協議を進めながら、改革の全体像を速やかに提示し、平成17、18年度の改革を着実に推進するとともに、平成19年度以降も更に、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう、強く求める。

平成16年8月19日

全 国 知 事 会	会 長	梶 原 拓
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会	会 長	上 田 信 雅
全 国 市 長 会	会 長	山 出 保
全 国 市 議 会 議 長 会	会 長	片 山 尹
全 国 町 村 会	会 長	山 本 文 男
全 国 町 村 議 会 議 長 会	会 長	中 川 圭 一